

法制度整備支援の評価＜概要＞

評価者（評価チーム）

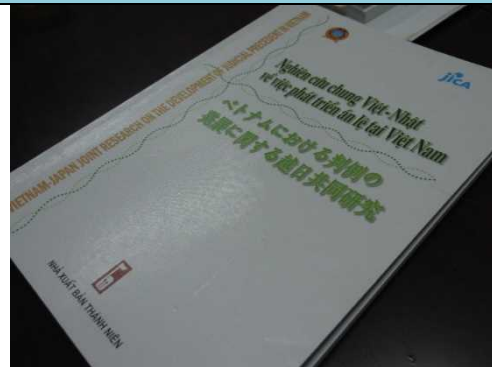
・評価主任 佐藤安信（東京大学大学院総合文化研究科教授）

・アドバイザー コンティリ（名古屋大学法政国際教育協力研究センター准教授）

・コンサルタント 株式会社 三菱総合研究所

評価実施期間：2014年8月～2015年2月

現地調査国：ベトナム・カンボジア



JICAによるベトナム向け法制度整備支援の成果物

評価の背景・目的・対象

開発途上国に対する法制度整備支援の重要性が高まっており、日本においては「法制度整備支援に関する基本方針」（2009年4月制定、2013年5月改訂）も策定されている。このような背景の下、本件評価は、法制度整備支援におけるこれまでの実績について包括的に評価し、今後のより効果的な法制度整備支援のための提言を目的として実施された。本件評価では、ODA大綱とODA中期政策のうち法制度整備支援に関係する方針と「法制度整備支援に関する基本方針」（2009年4月制定、2013年5月改訂）を主たる評価対象とした。

評価結果のまとめ（総括）

開発の視点と外交の視点から、日本の法制度整備支援を評価したところ、おおむね高い評価が得られた。

● 開発の視点

(1) 政策の妥当性

政策の妥当性については、「国際的な優先課題との整合性」、「日本の上位政策との整合性」、「日本の外交政策上の位置づけ」、「相手国ニーズとの整合性」、「日本の比較優位性」の五つの観点から評価した。全般的に日本の法制度整備支援に係る政策の妥当性については十分に確保されているものと評価している。特に日本の法制度整備支援における比較優位性は高く評価できるものである。

(2) 結果の有効性

法制度整備支援の四つの柱である「ルールの整備」、「法運用組織の機能強化」、「リーガルエンパワメント」、「人材育成」、のいずれの観点からも、日本の取組は援助対象国におけるグッド・ガバナンスと法の支配の定着に一定の成果を残していると評価できる。一方で、法制度整備支援の効果の発現には時間を要することもあり今後のモニタリングが重要である点や、司法における腐敗問題が法制度整備支援の効果を高める上での課題である点等が課題として挙げられた。

(3) プロセスの適切性

被援助国との協議状況が適切な点や十分な資質を備えた専門家を派遣し、高度に専門的な法制度整備支援が実施されているという点については高く評価できる。一方、他ドナーとの連携を中心としていくつかの課題も散見された。

● 外交の視点

総じて、法制度整備支援は日本の外交に大いに貢献している。特に法制度整備支援は密な人的交流を一つの特徴としており、この支援を通して多くの知日派、親日派が行政の中樞人材、及び経済界に輩出されているという面は高く評価できる。

提言

(1) トップレベルの政策立案の場の設置

日本政府の上位レベルで、「法制度整備支援に関する基本方針」の改訂サイクルよりも頻繁に、法制度整備支援について検討し、政策立案を積極的に図る場を設けることが望ましい。

(2) 政策決定権限を有するレベルへの法制度整備支援の実施

従来の現場レベルの支援に加えて、政策決定権限を有するレベルに対する法制度整備支援の実施が必要である。

(3) 法律の運用状況をモニタリングするための支援の実施

今後の法制度整備支援の実施にあたっては、法律の運用のモニタリングに資する情報整備等を支援項目として付加することも有用である。

(4) 法・司法制度へのアクセスのための普及活動強化

被援助国のメディア等を通じた積極的な広報活動により、当該国の一般国民に対して法・司法制度自体の周知が不可欠である。

(5) 他ドナー・国際機関との連携強化

日本の援助の比較優位性を活かして、ドナー全体による法制度整備支援を積極的にリードしていくことにより、日本の法制度整備支援に係るプレゼンスを一層向上させることができるものと考えられる。

(6) 民間との連携による法制度の運用段階に対する支援の実施

法制度整備支援の実施を主に担う JICA を中心として、民間の日弁連のような機関との協力をより重点的に図りつつ、積極的に弁護士を派遣でき、派遣中もバックアップを行う体制を構築することが重要である。

(7) 法制度整備支援により得られた資料の積極的な公開

日本の法制度整備支援により作成された資料については、セミナー参加者や現地の法曹からの評価も非常に高く、よりアクセスしやすい形で資料を積極的に公開し、援助の効果を高めていくことが望まれる。

なお、日本の法制度整備支援の関係者は外務省・JICA に留まらず、法務省、経済産業省、財務省や文部科学省等の他省庁や産業界、大学、弁護士会、NGO 等広範に及ぶことから、本件評価においては、外務省・JICA に対する直接的な提言に加えて、日本の法制度整備支援関係者全体に対して以下の提言を行った。

(1) 「日系企業への裨益を意識した体制の拡充」

(2) 「法制度整備支援にかかる人財の育成」



写真：ベトナム司法省との面談の様子(左)とカンボジアにおけるワーキンググループ(JICA の技術協力の一環)の様子(右)